

保医発0930第1号
平成21年9月30日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年10月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(28)ア中「シスタチンC精密測定は」の下に「、EIA法」を加える。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(5)イ中「、SDA法」を「、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D007 血液化学検査 (1)～(27) (略) (28) シスタチンC精密測定 ア 「23」のシスタチンC精密測定は、<u>E I A法</u>、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 イ (略) (29)～(49) (略)</p>	<p>D007 血液化学検査 (1)～(27) (略) (28) シスタチンC精密測定 ア 「23」のシスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 イ (略) (29)～(49) (略)</p>
<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(4) (略) (5) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、<u>TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法</u>においては咽頭からの検体も算定できる。 (6)～(16) (略)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(4) (略) (5) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、<u>SDA法</u>においては咽頭からの検体も算定できる。 (6)～(16) (略)</p>